

# 新型コロナウイルス感染症

## 「緊急事態宣言」発出中

郡上一丸となつてこの難局を乗り越える



新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない中、政府は1月7日に東京都など1都3県に「緊急事態宣言」を発出し、13日には岐阜県などもその対象となりました。これにより、今後コロナへの警戒を一層強める必要があります。岐阜県は全国の中でも人口当たりの新規感染者数の割合が多く、医療現場が逼迫した極めて深刻な状況となっています。それを踏まえ、県が、リスクを伴う飲食の自粛、不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに飲食店の営業時間の短縮を要請するなど、感染防止対策が進められています。郡上市では、11月に2件、12月に2件、1月には10件以上の感染報告がされています。

これ以上の新規感染者を増やさない、感染爆発による医療崩壊を招かないためにも「感染しない」「感染させない」行動をさらに意識していきましょう。

### 今回の「緊急事態宣言」で気を付けるべきこと

#### ① リスクを伴う飲食の自粛

昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、次の飲食については自粛をお願いします。

- 家族やパートナー以外との飲食
- 長時間の飲食
- 酒類を伴い、大声を出す飲食
- マスク無しで会話を伴う飲食
- 「GoToイート」の既発行食事券の利用自粛 など



#### ② 不要不急の外出自粛を

昼夜を問わず、特に夜8時以降の不要不急な外出の自粛をお願いします。

※医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛せずこれまで通り対策をしながら行いましょう。

#### ③ 県をまたぐ不要不急の移動自粛

特に、緊急事態措置を実施する場所（東京都、大阪府、愛知県などの緊急事態宣言の対象区域）については、移動自粛の徹底をお願いします。

## STOP! コロナハラスメント

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っているのは、人ではなく、ウイルスです。最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者のみなさんへの「感謝」の気持ちを忘れず、万が一身近に感染した人がいる場合は、感染拡大防止のため、周囲や地域で支えていくことが大切です。そうした地域や人の絆がこの難局を乗り越えていく力になります。

不確かな情報に惑わされることなく、誹謗中傷は絶対になくしましょう。

# 郡上市観光事業者経営安定化補助金

## 期間再延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている観光事業者に対して事業の継続を支援するため、4月～9月までの期間の施設の固定費を一部補助してきましたが、未だ収束の目途が立たない状況に応じて、補助対象期間を4ヵ月延長します。

補助対象となる固定費		補助金額
光熱水費	水道料、下水道料、電気料、燃料等	補助対象となる固定費の2分の1
通信費	固定電話料、携帯電話料、TV回線料、インターネット回線料等	
賃借料	動産の賃借料等（不動産、家賃等は対象外）	
備考	※通信料や賃借料等で複数月や年払いとなっている請求については、対象月のみを月割りで計上してください。 ※請求書が家庭用と兼ねている場合は、税務申告と同様の案分率で計算してください。 ※コピー機等については、月額のリース料のみが対象となり、パフォーマンス料は対象なりません。	

### 補助金の上限（令和2年10月～令和3年1月までの経費が対象）

法人	個人
上限 150万円/月	上限 10万円/月

#### 【補助の申請期限】 2月26日（金）

対象事業者および申請手続き等は、郡上市ホームページを確認いただくか商工観光部観光課まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 商工観光部観光課 ☎67-1808

# 郡上市新型コロナウイルス感染症対策応援奨励金

## 期間延長・対象拡大

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する事業者を対象に、感染防止のための設備、資材の購入や工事等の経費に対して、奨励金を支給します。

今回対象期間を延長し、令和3年1月31日までに購入・施工したのもも奨励金の対象になります。

#### 【奨励金の額】 対象経費の2分の1以内。ただし20万円を上限とし、1万円を下限とします。

※対象経費が2万円未満の場合は対象なりません。

※一度申請している事業者の場合は、初回の奨励金と合わせて上限20万となります。

#### 【対象期間】 令和2年4月1日～令和3年1月31日の間に購入、施工したもの

#### 【申請期限】 2月12日（金）

#### 【新規拡充分】 エアコン（外気換気、空気清浄機能がある一体型のみ）の購入設置にかかる経費、空気清浄機の購入、トイレの自動開閉蓋、自動洗浄の導入、空気循環装置の取り付け（固定式扇風機を含む）

※従来の設備や工事の対象一覧は郡上市ホームページをご確認ください。

対象事業者および申請手続き等は、郡上市ホームページを確認いただくか商工観光部商工課まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 商工観光部商工課 ☎67-1808